

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【公開番号】特開2014-63748(P2014-63748A)

【公開日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【年通号数】公開・登録公報2014-018

【出願番号】特願2013-235229(P2013-235229)

【国際特許分類】

H 05 B 33/04 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

H 05 B 33/22 (2006.01)

【F I】

H 05 B	33/04	
H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/22	Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月20日(2014.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板と、第2の基板と、を有し、

前記第1の基板は、画素領域と、前記画素領域の外側に周辺駆動回路領域を有し、

前記第1の基板上に、絶縁層を有し、

前記絶縁層は、前記画素領域と前記周辺駆動回路領域の間に開口部を有し、

前記開口部は、前記画素領域を取り囲み、

前記絶縁層は、前記開口部によって前記画素領域と前記周辺駆動回路領域の間で分断され、

前記周辺駆動回路領域の前記絶縁層の上方に、シール材を有し、

前記第2の基板は、前記シール材を介して前記第1の基板に固着され、

前記開口部は、封止膜により被覆され、

前記絶縁層は、有機樹脂材料を有し、

前記画素領域の前記有機樹脂材料は大気に直接接しないことを特徴とする表示装置。

【請求項2】

第1の基板と、第2の基板と、を有し、

前記第1の基板は、画素領域と、前記画素領域の外側に周辺駆動回路領域を有し、

前記第1の基板上に、絶縁層を有し、

前記絶縁層は、前記画素領域と前記周辺駆動回路領域の間に開口部を有し、

前記開口部は、前記画素領域を取り囲み、

前記絶縁層は、前記開口部によって前記画素領域と前記周辺駆動回路領域の間で分断され、

前記周辺駆動回路領域の前記絶縁層の上方に、シール材を有し、

前記第2の基板は、前記シール材を介して前記第1の基板に固着され、

前記開口部は、封止膜により被覆され、

前記絶縁層は、有機樹脂材料を有し、

前記画素領域の前記有機樹脂材料は、表示装置外部の大気に直接接しないことを特徴とする表示装置。

【請求項3】

第1の基板と、第2の基板と、を有し、

前記第1の基板は、画素領域と、前記画素領域の外側に周辺駆動回路領域を有し、

前記第1の基板上に、絶縁層を有し、

前記絶縁層は、複数の開口部を有し、

前記複数の開口部は、それぞれ前記画素領域を取り囲み、

前記複数の開口部のうち第1の開口部は、前記画素領域と前記周辺駆動回路領域の間にあり、

前記絶縁層は、前記複数の開口部によって複数の領域に分断され、

前記周辺駆動回路領域の前記絶縁層の上方に、シール材を有し、

前記第2の基板は、前記シール材を介して前記第1の基板に固着され、

前記複数の開口部は、封止膜により被覆され、

前記絶縁層は、有機樹脂材料を有し、

前記画素領域の前記有機樹脂材料は大気に直接接しないことを特徴とする表示装置。

【請求項4】

第1の基板と、第2の基板と、を有し、

前記第1の基板は、画素領域と、前記画素領域の外側に周辺駆動回路領域を有し、

前記第1の基板上に、絶縁層を有し、

前記絶縁層は、複数の開口部を有し、

前記複数の開口部は、それぞれ前記画素領域を取り囲み、

前記複数の開口部のうち第1の開口部は、前記画素領域と前記周辺駆動回路領域の間にあり、

前記絶縁層は、前記複数の開口部によって複数の領域に分断され、

前記周辺駆動回路領域の前記絶縁層の上方に、シール材を有し、

前記第2の基板は、前記シール材を介して前記第1の基板に固着され、

前記複数の開口部は、封止膜により被覆され、

前記絶縁層は、有機樹脂材料を有し、

前記画素領域の前記有機樹脂材料は表示装置外部の大気に直接接しないことを特徴とする表示装置。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一項において、

前記画素領域は、画素電極を有し、

前記封止膜は、前記画素電極と同時に形成された導電膜であることを特徴とする表示装置。

【請求項6】

請求項5において、

前記封止膜は、前記画素領域に電位を供給する機能を有することを特徴とする表示装置。

【請求項7】

請求項1乃至6のいずれか一項において、

前記画素領域は、トランジスタを有することを特徴とする表示装置。

【請求項8】

請求項1乃至7のいずれか一項において、

前記有機樹脂材料はアクリル、ポリアミド、ポリイミドまたはアルキル基を含む酸化珪素から選ばれた一種、または複数種からなることを特徴とする表示装置。